

## 平成30年住宅・土地統計調査試験調査 実施計画（案）

## 1 調査の目的

この試験調査は、平成30年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査事項・調査票設計、調査方法、調査事務等に関する事項について実地の検証を行い、本調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 検証事項

次の事項について検証する。

## (1) 調査事項及び調査票設計

ア 新規調査事項及び選択肢区分等を変更した調査事項の記入状況

イ 調査票設計

## (2) 調査方法

ア 紙の調査票等調査書類の配布期間に先行して、オンライン調査書類を郵便受けに入れるなどして配布（ポストイング）する「二段階配布方式」による回答状況及び調査手法

イ 調査票の回収方法（オンライン、郵送、調査員及び封入提出）別の記入状況

ウ 「提出状況管理システム」活用による未提出世帯の特定及び調査員への伝達

## (3) 調査事務

ア 地域特性別の事務量（市町）

イ 調査票の受付・整理（「提出状況管理システム」活用を含む）及び審査に係る事務量（市町）

ウ 調査員の事務量（二段階配布方式導入への対応を含む）

## 3 調査の時期及び日程

## (1) 調査の時期

調査は、平成29年7月3日（月）午前零時現在によって行う。

## (2) 調査の日程

府県・市町事務打合せ会：5月中旬

調査員事務打合せ会：6月上旬

調査地域の確認及び調査対象名簿の作成：6月中旬

実地調査

オンライン調査書類の配布：6月17日（土）～6月22日（木）

〔オンライン回答期間：6月17日（土）～7月10日（月）〕

建物調査票の作成：6月17日（土）～7月10日（月）

紙の調査票等調査書類の配布：6月27日（火）～7月2日（日）

〔調査員又は郵送による回収：7月3日（月）～7月10日（月）〕

未提出世帯からの回収：7月15日（土）～7月19日（水）

調査票審査会：7月下旬

調査書類の統計局への提出：8月上旬

調査員報告会：8月上旬

府県・市町事後報告会：8月下旬

## 4 調査の地域

### (1) 市町

神奈川県：横浜市（青葉区）、川崎市（幸区）  
大阪府：大阪市（中央区）、熊取町  
新潟県：新潟市（中央区）、上越市  
山口県：山口市、下関市  
鹿児島県：姶良市、肝付町

### (2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成27年国勢調査調査区（一般調査区）の中から以下の地域特性ごとに80調査区を選定する。

- ア 空き家の所有が多い可能性が高い調査区
- イ 一戸建住宅の多い調査区
- ウ 共同住宅で高齢者の居住する割合が高い調査区
- エ 共同住宅でオートロックマンション・ワンルームマンションのある調査区
- オ 面積の広い調査区

## 5 調査の対象

調査の対象は、調査の時期において、調査の地域内にある住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査区当たり17住戸・世帯、合計1,360住戸・世帯）とする。

## 6 調査事項

調査票（別記様式）により、次の事項を調査する。

### 【調査票】

#### (1) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

#### (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 子に関する事項
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項

#### (3) 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 居室の数及び広さ
- ウ 所有関係に関する事項
- エ 現住居の名義
- オ 家賃又は間代に関する事項
- カ 床面積
- キ 建築時期
- ク 設備に関する事項
- ケ 住宅の建て替え等に関する事項

- コ 増改築及び改修工事に関する事項
- サ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
  - ア 敷地の所有関係に関する事項
  - イ 敷地面積
  - ウ 所有地の名義
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
  - ア 所有関係に関する事項
  - イ 所在地
  - ウ 利用に関する事項
- (6) 現住居の以外の土地に関する事項
  - ア 所有関係に関する事項
  - イ 所在地
  - ウ 面積に関する事項
  - エ 利用に関する事項

**【建物調査票】※調査員による他計報告**

- (1) 住宅に関する事項
  - ア 世帯の存しない住宅の種別
  - イ 種類
- (2) 建物に関する事項
  - ア 建て方
  - イ 構造
  - ウ 腐朽・破損の有無
  - エ 建物全体の階数及び総住宅数
  - オ 住環境に関する事項
  - カ 設備に関する事項

**7 調査の方法**

(1) 調査の流れ

調査は、総務省（統計局）－府県－市町－調査員－世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

調査は、オンライン調査書類を紙の調査票等調査書類の配布期間に先行して配布する方式（二段階配布方式）により行う。

ア オンライン調査書類の配布期間（6月17日から6日間）に、調査員は、調査対象の全世帯に対して、オンライン調査書類を郵便受けに入れるなどして配布（ポスティング）する。調査期日（7月3日）の前日までは、世帯は、オンライン回答のみ行うことができる。

イ 調査員は、6月27日から7月2日までに、調査対象の全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票等調査書類を配布する。世帯は、オンライン回答に加え、調査期日以降は調査員に提出する方法（世帯の希望により調査票を封入して提出することも可）、郵送により提出する方法のいずれかを選択し、所定の期間（7月10日まで）において回答を行うことができる。

ウ 調査票回収期間の後、調査票未提出の世帯があった場合、調査員は当該世帯を訪問の上、調査票の回収等を行う（フォローアップ回収）。

### (3) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入する方法により行う。ただし、調査票に記入する事項のうち、一部の事項については、世帯主若しくは世帯員又は建物の管理者の報告に基づき調査員が記入する方法による。

## 8 調査の主要事務

### (1) 府県の事務

- ア 調査員の任命及び統計局への報告
- イ 調査の実施状況の把握
- ウ 調査票審査会の開催
- エ 調査書類の審査（オンライン回答を除く）
- オ 調査書類の提出（オンライン回答を除く）
- カ 調査の実施状況等の記録及び提出

### (2) 市町的事务

- ア 調査員の選考・推薦
- イ 調査員事務打合せ会の開催
- ウ 調査対象の抽出
- エ 調査員に対する実地指導及び調査の実施状況の把握
- オ 「提出状況管理システム」による郵送提出の登録、回答状況の確認・管理
- カ 調査票未提出世帯の確認及び調査員フォローアップ回収の指示
- キ 調査書類の審査（オンライン回答を除く）
- ク 調査書類の提出（オンライン回答を除く）
- ケ 調査員報告会の開催
- コ 調査の実施状況等の記録及び提出

### (3) 調査員の事務

- ア 調査員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査地域の確認及び調査区内住戸の把握
- ウ 市町への調査対象名簿、調査対象確認図の提出及び受領
- エ 調査票の配布、収集（オンライン回答及び郵送提出を除く）
- オ 建物調査票の作成
- カ 調査票の検査（オンライン回答、郵送提出及び封入提出調査票を除く）
- キ 調査書類の整理及び提出（オンライン回答及び郵送提出を除く）
- ク 調査の実施状況等の記録及び提出

## 9 結果の検討

結果の検討は、次により行う。

- (1) 調査員は、調査状況、事務量等を記録する。
- (2) 総務省統計局、府県及び市町の職員（以下「調査関係者」という。）は、調査員と共に実地に巡回し、その状況等を記録する。
- (3) 府県は、調査関係者の出席の下、調査票審査会を開催し、審査結果を記録する。
- (4) 市町は、調査関係者の出席の下、調査員報告会を開催し、調査員から調査状況、意見・感想等を聴取する。
- (5) 総務省統計局は、調査終了後、調査関係者の出席の下、府県・市町事後報告会を開催し、調査の実施状況等について報告を得るとともに、平成30年住宅・土地統計調査の実施方法等につ

いて検討を行う。

- (6) 総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

## 10 その他

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として、総務省が実施する。